民訴予備３０－３７　肢ア

第１．肢の結論

誤っている

第２．請求の基礎の同一性がない請求の追加的変更は認められるか。

１．問題の所在

本件では，被告が主張する積極否認の内容となる重要な間接事実に立脚した新たな請求を追加するとき，従前の請求と請求の基礎に同一性がないとして，不適法となるか。

１４３条１項には，訴えの変更は，「請求の基礎に変更がない限り」とあり，本件の変更は同条同項の法律要件を満たさず認められないと思えるため問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

本件の場合，請求の基礎に変更があっても，訴えの変更が認められる。

したがって，肢は誤り。

（２）理由

確かに，文理上，この変更は，法律要件を欠くため不適法となり認められないとも思える。

しかし，この結論は不都合である。なぜなら，仮に訴えの変更が認められないと，原告は別訴提起をしなければならず，弁論が別なので，本訴の判断と矛盾判決の危険が生じるからである。

仮に弁論の併合（１５２条）を行うとしても，手続上，煩雑に訴訟経済に照らし問題である。したがって，この場合の追加的変更は適法とする必要がある。

１４３条１項で，「請求の基礎に変更がない限り」に限り訴えの変更を認めた法の趣旨は，濫用的な請求の基礎の変更がなされると，それまでの被告の応訴が無駄になる。このことから被告の利益に配慮してのことである。

この趣旨に照らせば，本件の追加的変更は，被告が主張する積極的否認の内容となる重要な間接事実に立脚したものであり，被告の応訴が原因である以上，無駄になるという話ではない。

したがって，本件の場合にまで，「請求の基礎に変更がない限り」の要件を適用する趣旨ではないと解するのが相当である。

このように関しても，被告は，自ら主張が原因で追加的請求されている以上，やむをえないと考える。

以上